

個人事業者である課税事業者は、翌年の3月31日までに、所轄税務署長に消費税及び地方消費税の確定申告書を提出し、その申告書に記載した消費税額及び地方消費税額を納付します。

また、直前の課税期間（暦年）の年間消費税額（地方消費税額は含みません。）が一定額を超える場合には、中間申告・納付が必要です。

- ① 直前の課税期間の年間消費税額が4,800万円を超える場合には、1か月ごとに年11回、
- ② 直前の課税期間の年間消費税額が400万円を超え4,800万円以下の場合には、3か月ごとに年3回、
- ③ 直前の課税期間の年間消費税額が48万円を超え400万円以下の場合には年1回、それぞれ中間申告・納付することになります。

中間申告の申告・納付の期限は、原則として、各中間申告対象期間の末日の翌日から2か月以内となります。

なお、それぞれの期間について仮決算を行い、それに基づいて計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することもできます。

また、直前の課税期間の年間消費税額が48万円以下の課税事業者でも、事前に「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に年1回の中間申告・納付することができます。

※1 確定申告書及び仮決算による中間申告書には、明細書（附表）の添付が必要です。

※2 個人事業者の消費税及び地方消費税の納付の方法には、指定した預貯金口座から自動的に納付ができる「振替納税」の制度があります。

す。

振替納税を利用する場合は、あらかじめ納期限までに所轄税務署又は預貯金先の金融機関に口座振替依頼書の提出が必要です。